

市営住宅を退去される方へ

退去される日の10日前までに下記の書類をご提出ください。

「退去される日」とは部屋の中が空になった状態のことをいいます。

〈提出書類〉

- 1 市営住宅退去届出書
- 2 市営住宅退去者負担金承諾書
- 3 敷金返還請求書
- 4 返還先となる金融機関の支店名、口座番号を確認できる書類（通帳の写しなど）
- 5 退去立会いの希望日について

〈来社のうえ手続きする場合は不要です〉

*なお、状況により追加書類が必要となる場合があります。

〈名義人がお亡くなりになった場合等〉

提出前に公社まで確認をお願いします。

住宅事業課 長	住宅管理班 主査	担当

第38号様式

No.

市営住宅退去届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 千 葉 市 区

団 地 名 _____ 団地 (番) 棟 号 _____

入 居 者 氏 名 _____

(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 () _____

電子メールアドレス _____ @ _____

差出

/

受取

/

宮第1

私は、都合により 年 月 日 市営住宅を退去しますので、千葉市営住宅条例第43条の規定により次のとおり届け出ます。

なお、転出に際しては、増築物、造作物をすべて撤去し、原状回復のうえ住宅を返還します。

(〒 -)

1 転出連絡先 住所 _____

(届出人連絡先)

名 称 (届出人) _____

電 話 (自宅) _____ (携帯) _____

2 鍵返還日 ア 千葉市住宅供給公社へ 本 月 日 持参・郵送

イ その他() 本 月 日 ※ 他のカギは後日提出

ウ 当公社控え分 本 月 日 確認

入力
Cy

3 退去立会い ア 立会日 _____ 月 _____ 日 () 午前・午後 _____ :

立会いに必要となるもの ※カギ(本・複 全て)、取扱説明書(有る方のみ)

イ 再設定依頼 (月 日 依頼文発送 普通・特送)

ウ 後日連絡 (月 日 頃までに連絡)

エ 立会いしない ※カギの返還 月 日 までに提出の予定

処理完了

4 駐 車 場 有・無 ※有の場合は手続が必要です。 駐

5 備 考

中 止	再 設 定
検 査	Cy
Cy	検
シ	シ

窓 口

(事務処理欄)

退 去 事 務 必 要 事 項	入居年月日	S H R	年 月 日	敷 金	MIC 円
	月額家賃		円	日割家賃	円
	修繕依頼	有	無	鍵交換	有 無
	管理台帳除票	済	未	異動票の作成	済 未
	備 考	一般退去 その他 () 入居時の家賃支払方法 … 口座振替 ・ 納付書払い ・ 代理納付 住宅改善事業実施住戸 … 該 当 ・ 非 該 当 浴室 … 給湯式 ・ 風呂釜式 ・ 浴室あり浴槽なし ・ 浴室無し			

修完予定日
消去

敷

日割
処理

検査依頼

/ :

MIC入力

/

システム入力
一部・完了

備考 公営住宅の場合にあつては、「千葉市長」とあるのは、「千葉市住宅供給公社」とする。

敷金返還請求書

千葉市長

整理番号 _____

令和 年 月 日に退去した住宅の敷金 _____ 円 を請求します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

振込先 _____ 銀行 _____ 当座 _____
信用金庫 _____ 支店 口座番号 _____ No. _____ 口座名義人(か) _____
普通

※振込先の金融機関口座が、請求者と異なる方をご希望の方は別紙の委任状の提出が必要となります。

納入済 敷金
円

千葉市営住宅条例 第21条に基づく控除分
円

円

退去修繕退去者負担金充当依頼書

千葉市長

整理番号 _____

千葉市より返還される敷金のうち、金 _____ 円 について、退去修繕退去者負担金へ充てることを依頼します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

市営住宅退去者負担金承諾書

年 月 日

千葉市長

団 地 名 _____ 団地 (番) 棟 号

入居者氏名 _____

(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、都合により千葉市営住宅を退去しますので、住戸の原状回復について下記のとおり承諾いたします。

記

- 1 退去住宅の原状回復(残存物の処分を含む)については千葉市が実施すること。
- 2 千葉市が行う原状回復については、千葉市の業務委託先である千葉市住宅供給公社(以下「公社」とする。)が行うこと。
- 3 原状回復費用の見積り査定については公社が行い、公社が査定した金額を退去修繕退去者負担金とすること。
- 4 残存物(屋内、屋外、自動車、その他残置した物品一切を含む。以下同じ)があったとき、千葉市がこれを処分すること。
なお、その所有権は放棄するとともに、造作買取請求権も行使しない。
- 5 残存物の処分にかかる費用が退去修繕退去者負担金に含まれること。
- 6 退去修繕退去者負担金の確定後、千葉市から送付する納付書により必要な金員を支払うこと。

備考 公営住宅の場合にあつては、「千葉市長」とあるのは、「千葉市住宅供給公社理事長」とする。

市営住宅 退去時のご案内

【退去日までに行うこと】

- ① **原状回復**：自身で購入・取り付けたものは全て取り外してください。(入居時の“空”の状態)
例：風呂釜、浴槽、換気扇(令和3年3月15日以降の入居は設置済。)、エアコン、照明器具
湯沸器、BSアンテナ、カーペット、増築物、物置、プロパンガス、シールなど。
・上記以外でも物品が残っている場合は、残存物として処理費用が別途かかります。
・風呂釜や換気扇を取り外した後の開口部分はベニヤ等でフタをしてください。
・不要物は、千葉市のルールに従い処理してください。
- ② **公社への届け出**：上記①の完了日が確定したら、10日前までに『市営住宅退去届出書』一式を公社に提出してください。
※ 住民票の移動＝退去。ではありません。必ず退去の届け出を行ってください。
- ③ **駐車場の解約手続き**：駐車場を使用している方は公社で 解約手続きをして下さい。
- ④ **その他の届け出(ご自身で行うこと)**
- 電気、ガス、水道、公共下水道、NHK、電話、新聞、インターネットプロバイダなどの解除・料金精算・住所変更及び郵便物の転送は、必ず手続きをして下さい。

公 共 機 関 連 絡 先 一 覧 表			
電 気		東京電力千葉営業所	0 1 2 0 - 9 9 5 - 0 0 1
ガ ス	浜野団地 と 緑区内の団地	大多喜ガス 千葉営業所	0 4 3 - 2 9 1 - 1 1 4 3
	上記以外	東京ガス お客様センター	0 4 3 - 2 4 2 - 6 1 2 1
水 道		県水道局 お客様センター	0 4 3 - 3 1 0 - 0 3 2 1
公共下水道			0 4 3 - 3 1 0 - 0 3 2 1

- 自治会・管理会への連絡
会長・棟長にも退去の連絡をし、会費等の精算をしてください。
- 郵便受けの措置
玄関ドア、集合ポストの郵便受けは不要な郵便物を入れられないように投函口をテープなどで塞いで下さい。

【退去立会い】

- 退去修繕内容の確認、見積額提示のため、退去者と公社双方で立会いを行います。
(月～金曜日 午前10:00～ か 午後14:00～ 30分程度)
- 立ち合いを希望しない方は省略可能です。査定額に不利は生じません。

【玄関鍵などの返還】

- ・□入居時に玄関鍵を2本交付しています。退去手続きの際に1本、退去立会時に残りの鍵を返還して下さい。コピーキーを作成している場合は、立会い時もしくは郵送で返還して下さい。なお、入居中に鍵を変更している場合は職員に伝えて下さい。

【退去修繕費の区分など】

① 退去者の修繕負担区分

・畳の表替え、襖・天袋の張り替え費用と残存物処分費用

- ・床・壁・柱・天井などの故意または通常使用ではあり得ない損傷の修繕費用。
- ・著しい汚れの清掃費用。

② 修繕費用と入居時敷金の取り扱い

- ・入居時に納入された敷金は、修繕費用に充当します。(滞納がない方のみ。)不足分した場合は後日請求します。
- ・修繕費用が敷金以下の場合は、差額を指定の口座に後日(2～3か月後)振り込みます。(通帳の見開きページのコピー、郵便局の通帳は振込番号が記載されているページをコピーして提出。)

【退去日までの家賃支払い】

退去日まで家賃がかかります。(市営住宅の家賃は後払い)

重要 :退去日⇒室内の荷物が全て片付く日(引越先に移動する日ではありません)

① 口座振替の方

退去日までの家賃を、退去月の月末に口座から引き落とします。月途中の退去の場合、処理が間に合わず、1カ月分の家賃が引き落とされる事もありますが、後日返還します。

② ・納付書払いの方(月末退去で日割なし)

月末退去の方は、お手持ちの納付書で支払ってください。

・納付書払いの方(月途中退去で日割あり)

日割家賃の納付書を郵送しますので、到着次第、支払ってください。

* 駐車場使用料金は“家賃”を“駐車場使用料金”に読み替えてください。

※ 当日用意いただくもの **鍵(本・複 全て)、認印**

《連絡先》 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル2階
千葉市住宅供給公社 TEL 043-301-6286 FAX 043-301-6318

市営住宅を退去されるお客様へ 室内の露出電話配線の撤去についてお願い

退去される際には、入居時の状態へ原状回復のうえ、住宅を返還してください。

退去査定検査時に**電話露出配線**が残っている場合には、原状回復費用の一部として**配線撤去費**を査定する場合があります。

電話の解約申込時に、宅内電話配線をレンタル使用している方は配線の撤去も一緒に依頼することで**NTT東日本が無償で配線を撤去**します。(宅内電話配線を買取った場合には**配線撤去は有料**となります。) **解約申込時**には、**露出配線の撤去**もあわせてご依頼ください。また、電話の解約時に電話の移転の場合には、無償で配線を撤去しますが、電話を廃止する場合には配線の撤去は有料となります。

○ 電話配線が露出配線となっている団地の一覧表

区	団地			
中央区	南町団地	浜野団地		
花見川区	宮野木町第2団地			
稲毛区	園生第2団地	小仲台富士見団地		
若葉区	小倉台団地	千城台第1団地	千城台第2団地	
	千城台第3団地	千城台第4団地	千城台第5団地	
	千城台第6団地	千城台第7団地		
	貝塚団地	桜木町第2団地		
緑区	北河原坂団地	鎌取団地		
	古市場第1団地	古市場第2団地	古市場第3団地	
	誉田1丁目団地	誉田2丁目団地	おゆみ野第1団地	おゆみ野第2団地
美浜区	高浜第1団地	高浜第2団地	高浜第3団地	高浜第4団地